

## 最高裁での発言

私は、原発賠償京都訴訟原告の一人として伺いました。原告団共同代表福島敦子です。

2011年4月に福島県南相馬市から京都府へ娘2人を連れて避難しました。2017年にみなし仮設住宅だった京都府教職員住宅を「原発事故の復興はもう終了している」との理由で追い出され、京都府営住宅へ再避難を強いられました。この時、経済的に困窮し避難継続が出来なくなった避難者がいます。それでも、福島第1原発の爆発に起因する放射性物質拡散による被ばくから逃れるために京都で避難し続ける避難者がいます。

2013年、避難者は事故を引き起こした国と東京電力を相手に京都地裁に提訴し、被告らの加害責任を明らかにし、少なくとも法定被ばく限度（年間1ミリシーベルト）を超える汚染地域の住民について「避難の権利」を認めさせ、原発事故によって元の生活を奪われたことに伴う損害を被告らに賠償させること、そして原発事故の収束・解決に向けた施策を講じるよう控訴審で闘っています。

原発爆発事故による放射性物質の拡散からすでに12年が経ちますが、避難者は事故当時から「見えない」放射性物質による被ばくが徹底的に隠された報道に翻弄され、被害地域内の住民間や家族間でさえ意見の相違を生み、必要のない「分断」にあえいでいます。放射性物質による健康被害に対する補償は確立されておらず、子どもたちが原告となって闘うという新たな裁判が起こされています。原発の爆発事故の原因究明はおろか現行の法律を改悪し原発の運転延長を可能にさせ、安心して暮らしたい国民の気持ちに影を落としています。避難者にも区域内・区域外と区別し、賠償金額やサポートの有無で線引きを強いて、補償がない区域外避難者の避難生活をより困窮させています。京都訴訟原告の中では、PTSDのリスクの高い原告が実に半数以上いるのです。子どもたちは避難生活になじめず、いじめにあうこともあります。娘2人は、大好きだったおじいちゃんと離れ離れになり、死に目には会えませんでした。

た。避難先でシングルマザーとして2人を育ててきましたが、3年おきに3週間以上の入退院を繰り返しながらの生活は苦痛に満ちています。

それをよそに、事故の被害者はもちろんのこと国際社会への責任をみじんも感じていない被告の国と東電です。

今年7月10日、国連人権理事会第4回UPR（普遍的・定期的レビュー）の勧告に対し、コスタリカ、パナマ、サモア、オーストリア、バヌアツの勧告を「フォローアップに同意する」または、「一部フォローアップに同意する」と回答しました。日本政府は、福島原発事故被害者の人権を尊重し、避難者を国内避難民と認め、支援の継続を国際社会で公言しています。それにもかかわらず、その被告の国、および東電は、この豊かな日本の国土を放射性物質で汚染させた挙句、「原発事故による復興は半ば」と福島県に言わしめ、基準値を超える放射性物質が含まれた廃水を海洋投棄し始めるなど暴走を加速させています。

復興という言葉は巧みに使い分けて、暫定基準値をいまだに汚染地域で使用している現状をすみやかに事故前に戻していただきたいです。

かつて、ここ最高裁にて「万が一にも事故を起こしてはならない」とした予防原則に基づく解釈がなされた判決が法廷内に響き渡ったことがありました。

賠償訴訟の最高裁判決があった直後の7月13日の株主代表訴訟では、「原子力発電所において、大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、国土の広範な地域および国民全体に対しても、その生命、身体および財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的コミュニティーの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねない」と私たちの被害を直視し、最高裁判決とは真逆の「原発事故は防げた」として東京地裁は被告に計13兆円超えの賠償を命じました。

予防原則を採用せず、法解釈の誤りを指摘するのではなく積極的に事実認定を変更した6月17日の最高裁判決。憲法76条に違反しているとの声も聞きます。

私たちの賠償訴訟次回期日は、12月12日。原告4人の本人尋問がおこなわれます。裁判所が京都訴訟原告の長引く避難生活の困難や苦しみを認める判決になる可能性があります。

最高裁の裁判官は、賠償訴訟団で上がってくるわれわれと「命」と「命」で向き合って欲しい。心より強く願っています。